

教育カウンセラー倫理規程

教育熱心に由来する言動であっても、教育のプロフェッショナルの言動としては、是認できないことがある。すなわち、動機は善であっても、子どもの「幸福になる権利」を奪う言動をとることがある。なるべくそうならないために、本協会認定の教育カウンセラーは、お互いに注意しようではないか。

そういう想いをこめて、以下のような「教育カウンセラー倫理規程」と「教育カウンセラー倫理規程細則」を定めた。

I 児童・生徒・学生に対する責任

1. 教育カウンセラーは、自分の職務範囲（発達課題の解決と人間成長への援助）、あるいは能力範囲を越える問題には深入りせず、しかるべき他の機関あるいは専門家にリファーすること。
2. 教育カウンセラーは、自分の職務範囲あるいは能力範囲の問題であっても、時間的・体力的・心理的に一人で長期にわたり背負うのは無理があると思うときは管理職、先輩、同僚の援助を受けることをためらわないこと。今はチーム支援の時代である。
3. 教育カウンセラーは、カウンセリングプログラム（例：構成的グループエンカウンター、キャリアガイダンス）を実施するときは、事前にインフォームドコンセントの手順を踏むこと。
4. 教育カウンセラーは、自分の思想団体に児童・生徒を勧誘しないこと。
5. 教育カウンセラーは、公の研究発表の際には、当該人物（児童・生徒およびその保護者等）の了承をとっておくこと。
6. 教育カウンセラーは、児童・生徒が自他の生命を傷つけるおそれを感じたときは「しばらく様子を見よう」という態度を捨て、直ちに校長等の管理職に連絡すること。
7. 教育カウンセラーは、個人やグループに介入するときは（注意・解釈・助言・指示・自己開示・罰）、心の中で3回自問自答をすること。（1）これは介入した方がよい場面か、（2）介入した結果、状況は変わったか、（3）介入をやめてもよい状況か。要するに感情に流されないことである。

II 保護者に対する責任

1. 児童・生徒の人生には、保護者が責任と権利を持っていることを教育カウンセラーは認めること。「保護者から子どもを預かっているのだ」と考えること。
2. 保護者は、学校文化とは異なるそれぞれの文化の代表者であると考え、すなわち、教育カウンセラーは文化人類学者の心構えをもつこと。
3. 教育カウンセラーは、保護者を子どもへの援助協力者と考え、保護者をクライアント扱いしないこと。

III 同僚に対する責任

1. 教育カウンセラーは、同僚の有する資格・見解・体験に対しては敬意を払うこと。自分の学派や流儀だけが正しいと思込まないこと。
2. 教育カウンセラーは、同僚や他の職種の人々がアセスメントや介入をするときに役立つであろう情報は提供すること。守秘義務の美名のもとに「黙して語らず」にならぬこと。
3. 教育カウンセラーは、児童・生徒が他の援助者からもサービスを受けていることを知ったときには、他の援助者と連携すること。「ふたまたをかけるべきではない」というイラショナル・ベリーフにとらわれないこと。

IV 学校および地域に対する責任

1. 教育カウンセラーは、児童・生徒が学校や地域に害を加えるおそれを感じたときは、校長等の管理職に連絡すること。

2. 教育カウンセラーは、自分の役割遂行が妨害される状況におかれた場合はそのことを校長等の管理職に申し出ることにすること。
3. 教育カウンセラーは、自分の職務範囲内あるいは能力範囲内の仕事のみを引き受けること。
4. 教育カウンセラーは、児童・生徒の成長に役立つ学校・地域のプログラムには協力的であること。

V 職業に対する責任

1. 教育カウンセラーは、実践・研究で発見したことは独占しないで、研究会や論文・報告書などで発表すること。研究会や論文・報告書（ワークシートを含む）などで発表する際に、参考文献・引用文献等の出典を明らかにする。原典に改変を加えた場合も明らかにする。
2. 教育カウンセラーは、私的利益のためにその地位を利用しないこと。
また他の会員等に対し特定の思想・宗教団体または企業への勧誘、商品購入などの勧誘を行わないこと。
3. 教育カウンセラーは、研究会や研究発表会にはなるべく参加して、専門知識の刷新を心がけること。
4. 教育カウンセラーは、仲間の言動が職業倫理に反すると思ったときには、自分の偏見かどうかを確かめるために仲間2人に意見をきくこと。しかる後に当該人物に個人的に警告を発すること。
個人的レベルの警告が奏効しないときは、倫理委員会に相当する職場の委員会に連絡すること。それでも事態が変わらないときは、日本教育カウンセラー協会に連絡すること。

2020年10月22日 改訂

2023年3月31日 改正